

■太陽光発電設備に係る償却資産の課税標準額の特例制度の変更

平成 28 年度税制改正により、固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は、平成 28 年 4 月 1 日取得分から特例対象外となり、新たに再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が特例対象となります。

申告時には、納税書類とともに「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し」が必要になりますのでご提出よろしくお願いたします。

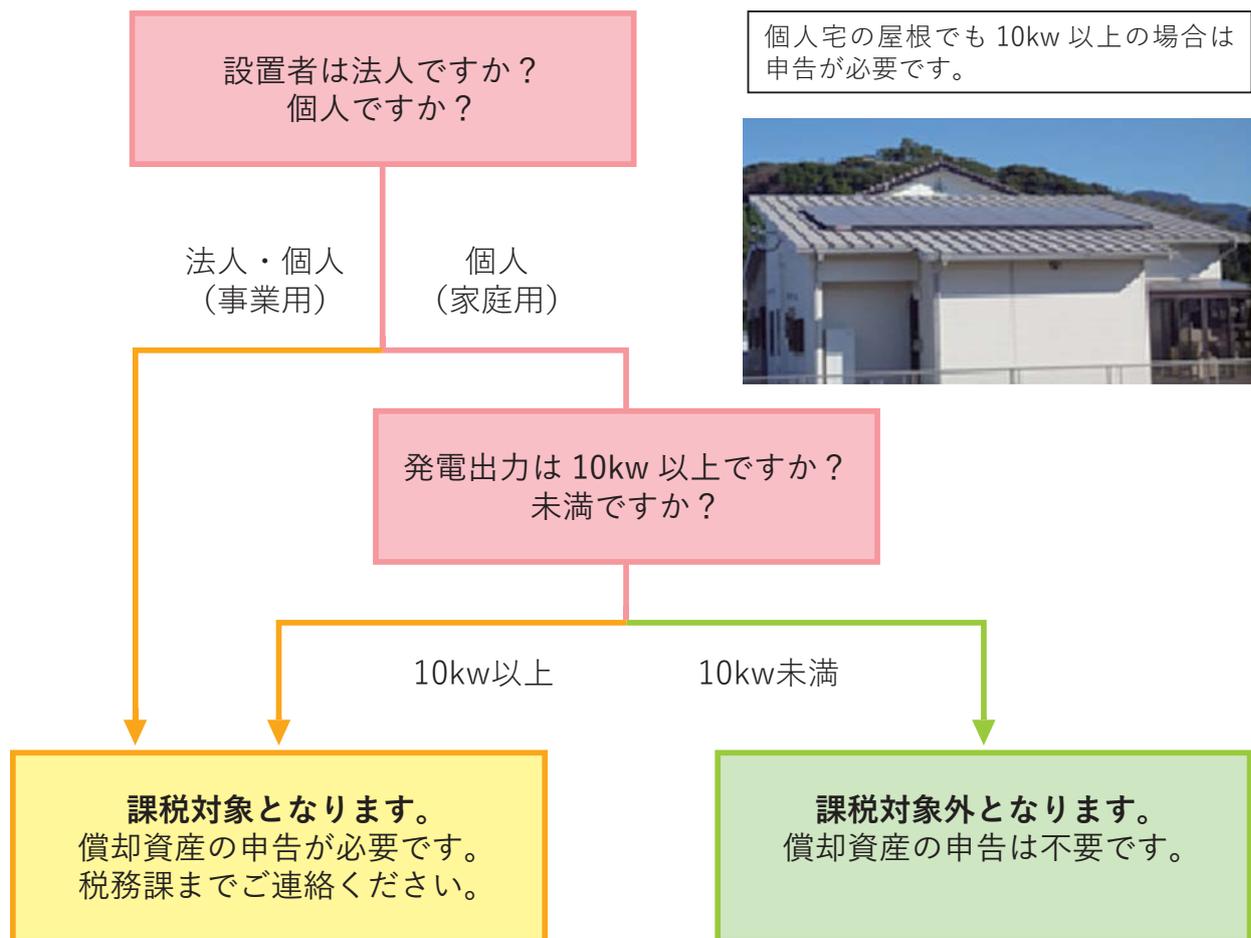
■マイナンバーの記入について

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年度分から償却資産申告書に記入欄が設けられましたので、所定の欄に記載をお願いいたします。また、平成 30 年度にマイナンバーを記入された方につきましても、平成 31 年度の申告書に記入をお願いします。

■太陽光発電設備を設置している方へ

個人でも **10kw 以上** 設置している方は申告が必要です。

申告が遅れますと **最大 5 年間さかのぼって課税**され、金額が大きくなることがありますのでご注意ください。



【問い合わせ先】

肝付町役場 税務課 賦課係 TEL 0994-65-8414 (直通)